

吉賀町猫の不妊・去勢手術補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町の交付する吉賀町猫の不妊・去勢手術補助金（以下「補助金」という。）について、吉賀町補助金等交付規則（平成18年吉賀町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、猫の不妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）に係る費用を負担した者に対し、補助金を交付することにより、町内に生息する飼い主のいない猫の増加の抑制を図るとともに、町民の動物の愛護と適正な管理に関する意識を高めることで、人と猫との共生社会の実現を図り、もって町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 所有者のいる猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 町内で保護した所有者のいない猫をいう。
- (3) 不妊手術 卵巣又は子宮を摘出する手術をいう。
- (4) 去勢手術 精巣を摘出する手術をいう。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町税を滞納していない者（法人又は団体にあつては、その代表者個人のものを含む。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、営利を目的として手術を受けさせる者を除く。

- (1) 本町の住民基本台帳に記録され、かつ、現に町内に居住している者
- (2) 本町に主たる事務所を有する法人又は団体
- (3) 前2号に掲げるものに準じるものとして町長が認めるもの

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、1匹当たりの手術に要する費用を上限として、次の各号に定める額とする。

- (1) 自らが飼育する飼い猫に対し、手術を実施する場合
 - ア 不妊手術 1匹当たり 5,000円
 - イ 去勢手術 1匹当たり 2,500円
- (2) 飼い主のいない猫に対し、手術を実施する場合
 - ア 不妊手術 1匹当たり 10,000円
 - イ 去勢手術 1匹当たり 5,000円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、手術の実施前に、あらかじめ吉賀町猫の不

妊・去勢手術補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 手術前の写真（猫の全身が確認できるもの）
- (2) 町税等の滞納がないことの照会に係わる同意書
（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認められたときは、補助金の交付を決定し、吉賀町猫の不妊・去勢手術補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者が、手術内容等を変更し、又は中止する事由が生じたときは、速やかに吉賀町猫の不妊・去勢手術補助金交付申請変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受け、猫に手術を受けさせた者は、手術を終えた日から30日以内又は手術を終えた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、吉賀町猫の不妊・去勢手術補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 手術後の写真（猫の全身及び耳カットが確認できるもの）
- (2) 領収書その他の手術に要した費用の支払いを証する書類の写し
（補助金の請求）

第10条 前条の規定により実績報告書を提出した申請者は、吉賀町猫の不妊・去勢手術補助金請求書（様式第5号）を、速やかに町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた時は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額を返還させるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。